(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年6月13日

千葉県知事

熊谷 俊人 殿

提出者 299-0266

住 所 千葉県袖ケ浦市北袖11-1

法人名 日産化学株式会社 袖ケ浦工場

代表者 青木 篤己

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0438-63-2341

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量 その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

	事業場の名称	日産化学株式会社 袖ケ浦工場 五井製造所				
事業場の所在地		千葉県市原市五井南海岸12-17				
計画期間		令和6年4月1日 から 令和7年3月31日				
当該	当該事業場において現に行っている事業に関する事項					
	①事業の種類	大分類: 製造業 中分類: 化学工業				
	②事業の規模	1,941(百万円)				
	③従業員数	19人				
	④特別管理産業廃棄 物の一連の処理の工 程	別紙の通り				

(日本産業規格 A列4番)

特別	管理産業廃棄物の	の処理に係る管理体制に関する	事項				
	(管理体制図) 別紙の通り						
特別		の排出の抑制に関する事項					
		【前年度(令和5年度)実績】					
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アル カリ)			
	①現状	排出量	642.1 t	0 t			
		【目標】	1	ファムリ / HO FN Lの成マル			
		特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アル カリ)			
	②計画	排出量	800 t	15 t			
	© #1 🖾	(今後実施する予定の取組) ・引火性廃油については、現在実施中の取組内容を継続実施					
特別]管理産業廃棄物の	の分別に関する事項					
	①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・引火性廃油と通常廃油を分別してドラム缶に収容					
	②計画	(今後分別する予定の特別管理・引火性廃油については、現					

	<u> </u>	
		アルカリ(pH12.5以上の廃ア
		カリ)
産業廃棄物の量	0 t	0 t
' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '		
で付に実施しているい。		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃7 カリ)
自ら再生利用を行う特別管理産 業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		•
・予定なし。		
【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類	 廃油(引火性)	アルカリ (pH12.5以上の廃っ カリ)
	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃7 カリ)
業廃棄物の量	0 t	0 t
目ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)		
・特に実施していない。		
【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃7 カリ)
自ら熱回収を行う特別管理産業 廃棄物の量	0 t	0 t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)		•
. 予定か1		
	正産業廃棄物の再生利用に関する事理	特別管理産業廃棄物の種類

ら行う特別管理	理産業廃棄物の埋立処分に関する事項	頁				
	【前年度(令和5年度)実績】	【前年度(令和5年度)実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃ア/ カリ)			
	自ら埋立処分を行った特別管理 産業廃棄物の量	0 t	0 t			
①現状	(これまでに実施した取組)		•			
	・特に実施していない。					
	 【目標】					
	特別管理産業廃棄物の種 類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃ア/ カリ)			
	自ら埋立処分行う特別管理産業 廃棄物の量	0 t	0 t			
②計画	(今後実施する予定の取組)		•			
	マルシュ					
	予定なし。					
	・ ・ ・ ・ ・ で た な し。 ・ に に に に に に に に に に に に に					
	・					
別管理産業廃乳	・					
別管理産業廃事						
別管理産業廃業	棄物の処理の委託に関する事項	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃ア/ カリ)			
f別管理産業廃3	乗物の処理の委託に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】	廃油(引火性) 642.1 t	アルカリ(pH12.5以上の廃ア/ カリ) 0 t			
F別管理産業廃3	乗物の処理の委託に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類		カリ)			
F別管理産業廃3	乗物の処理の委託に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処理	642.1 t	カリ) 0 t			
印第四座業廃到 (1) 現状	乗物の処理の委託に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処理 委託量 再生利用業者への処理委託	642.1 t 642.1 t	カリ) 0 t 0 t			
	乗物の処理の委託に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処理 委託量 再生利用業者への処理委託 量 認定熱回収業者への処理委	642.1 t 642.1 t 642.1 t	カリ) 0 t 0 t			
	乗物の処理の委託に関する事項 【前年度(令和5年度)実績】 特別管理産業廃棄物の種類 全 処 理 委 託 量 優良認定処理業者への処理 委託量 再生利用業者への処理委託 量 認定熱回収業者への処理委託 記定熱回収業者への処理委託	642.1 t 642.1 t 642.1 t 0 t	カリ) 0 t 0 t 0 t			

(第5面)

	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油(引火性)	アルカリ(pH12.5以上の廃アル カリ)	
	全処理委託量	800 t	15 t	
	優良認定処理業者への処理 委託量	800 t	15 t	
	再生利用業者への処理委託 量	800 t	15 t	
②計画	認定熱回収業者への処理委 託量	0 t	0 t	
	認定熱回収業者以外の熱回 収を行う業者への処理委託 量	0 t	0 t	
	(今後実施する予定の取組) ・優良認定処理業者を優先			
,	【前年度(令和5年度)実績】			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。) 642.		642.1 t	
電子情報処理組織の 使用に関する事項	(今後実施する予定の取組等)			
	JWNETでの電子マニフェスト管理を継続して実施。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する
- (1)①欄には、
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。 (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績) 、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了 するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入するこ
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入するこ
- 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用の認定者、認定整旦な扱いのでは、2012年度の2012年度を2012年度の2012年度を2012年度の2012年度の2012年度の2012年度を2012年度を2012年度の2012年度 る法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定 熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実 績、目標及び取組を記入すること。
- 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生 量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関 する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。) について記入 すること。
- それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙の とおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理 産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入 し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべ き事項がないときは、「一」を記入すること。